

税務調査について

税理士法人 内田会計事務所
長崎オフィス 税務相談室 室長
税理士 内田 尚生

毎年、この時期は税務調査の情報をお伝えしています。

税務署は7月に人事異動があり、お盆を過ぎた頃から調査の最盛期を迎えます。一時期はコロナの影響で調査が中止、延期されることもありましたが、昨年のお盆前後からチラホラ、10月以降は通常と変わらないペースで調査の連絡を受けるようになりました。昨年12月、今年5月には医療機関も対象となっており、医療・福祉業も聖域ではなくなっているようです。

昨年7月から今年6月までの一年間、弊社では10件の税務調査に対応しました。調査を受けた業種は、土木・運送、鉄鋼、自動車整備、内装工事、福祉用具製造、中古機械販売、プラント工事と多岐に渡っており、特定の業種というより、個別の申告内容で選定されているように感じます。

調査理由が明確なものとして、消費税還付（中間申告による還付は除く）があります。消費税は顧客から預かった消費税から、業務で支払った消費税を差し引いた残りを納める仕組みですが、多額の設備投資や輸出入、非課税物品の取扱いにより預かった消費税より支払った消費税が多くなり、消費税が還付申告となるケースがあります。昨今消費税の不正還付事案が報道されることもあり、当局はこうした消費税還付申告には特に目を光らせています。

建築関連、製造業では未成工事支出金（仕掛工事）の算定が要注意です。決算書では原価率に着目されます。もちろん売上の規模や各工事別の原価率は変動しますが、内部処理だけで利益調整が容易であり、工事によっては申告に大きく影響することから高い確率で確認されます。最近では、材料・人件費・外注費以外の間接経費まで調査されました。

また、一人親方など、請求書等を整備して外注費で処理していても、指揮命令やトラブル時の対応、福利厚生 の事実から実態は給与ではないかという点もチェックされています。

他にも調査のポイントとして、以下の点が挙げられます。

- 1 源泉所得税（扶養控除申告書、設計料やデザイン料、研修講師への謝金車代、旅費の未精算、通勤手当の非課税枠適用、特定社員への福利厚生費、社宅の自己負担、慰労会や永年勤続者表彰における商品券や選べる記念品等）
- 2 同族取引の契約書、契約金額の算定根拠（利益調整）
- 3 個人的支出の混在（交際費、消耗品費、雑費等）
- 4 役員退職の事実（引き続き経営に参画していないか）、退職金算定根拠
- 5 各種契約書、覚書への印紙の貼付割印



私どもは税務調査のようにこれは認められないと一刀両断するのではなく、どうしたら経費として主張できるか、補強材料となり得るかというスタンスでお話しさせていただくように心がけております。事前にご相談いただくことで、お客様に有利な税務処理ができることがあるかもしれません。

今後とも担当者へお気軽にご相談ください。

社会保険適用拡大について

株式会社 内田会計事務所
ビジネスサポート部 部長
内野 敦史

●社会保険加入対象となる方の条件が段階的に拡大

「特定適用事業所」とは、現時点で従業員数500人を超える企業を指しますが、2022年10月1日から、**従業員100人超の事業所**も対象になります。(従業員51人以上は2024年10月から)

POINT

「週の所定労働時間が20時間以上であること」等の一定の要件を満たしたパートタイマーやアルバイト等が、社会保険の被保険者となります。

「社会保険料を払わなくてよい範囲(家族の扶養範囲内等)で働きたい」という方も多いと思います。社会保険に加入すると、社会保険料の支払い義務が発生し、従業員の手取りが減り、事業所の負担(保険料を折半している)が増えることになります。

加入者の保証(年金や医療保険等)は充実します。



(厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト チラシより抜粋)

* 厚生労働省
社会保険適用拡大 特設サイト



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

例：週の所定労働時間が40時間の場合

これまで…… **週30時間以上**の勤務が社会保険加入の対象

特定適用事業所…… **週20時間以上**の勤務が社会保険加入の対象になります。

2022年10月の対象事業所は、早めに従業員の皆さんへ説明し、必要に応じて雇用契約書の変更等の準備を進められた方がよいと思います。詳しくは厚生労働省のサイト(*)をご確認ください。

●雇用保険料率の改定について

例年と異なり、2022年10月1日から雇用保険料率が変更となります。給与計算時等にご注意ください。

[上期] 2022年4月1日～2022年9月30日

	従業員負担	会社負担	合計
一般事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

[下期] 2022年10月1日～2023年3月31日

	従業員負担	会社負担	合計
一般事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000